

生徒指導だより

佐渡市立相川中学校
生徒指導部
4月21日(水)発行

○相川中リーダー研修会

令和3年度が始まり3週間が経過しました。「まだ3週間しか経っていないの?」と思っている人もいるかもしれませんが、特に3年生は、クラス発表、始業式・新任式、学級開き、入学式準備、新入生オリエンテーション、修学旅行と目まぐるしい3週間だったと思います。少しゆっくりできるのかなと思いきや、生徒会活動や委員会活動を下級生に教えたり、一緒に当番活動に取り組んだり、本部や委員長は生徒総会の準備をしたり、連休中に部活動の大会や練習会などがあったり。あっという間に4月が終わってしまいますね。

でも、3年生のみなさん大丈夫ですよ!学校の顔として、“絶対的・圧倒的存在感”を示すための準備は、昨年度にしてきましたよね。

昨年度の終わりに、相川中学校で初めて?「リーダー研修会」が開催されました。以前、学校だより号外でも紹介をしたと思いますが、「今年度の相川中学校をさらに良くするため」「生徒会活動や委員会活動をもっと充実するには」など、生徒会本部や各種委員長、応援団長などのリーダーが集まり、みんなで考え、みんなで悩み、みんなで答えを出そうと取り組みました。研修会で出た意見や考えをぜひ、これからの生徒会活動に取り入れ、多くのチャレンジをしてもらいたいと思います。以下に、リーダー研修会で学んだことを載せます。ぜひ、今年度のリーダーたちが考えている相川中学校の未来像を全校生徒で共有し、みんなで学校を創っていきましょう。学校を創るのは、学校の主役である生徒みなさんです!!

<3月26日(金)相中リーダー研修会>

【第1部 リーダーに必要なこと】

⇒ 校長先生のお話とおして、リーダーに求められることについて考えました。

- ①自分から ②灯台(全校生徒を導く明かり)
- ③スポットライト(全校生徒一人一人を照らす明かり)
- ④信頼 ⑤覚悟 ⑥あこがれ

【第2部 相川中学校について考えよう】

⇒ 目指したい相川中の姿について意見を出し合いました。

また、KPT法を用い、委員会活動を活性化させる手立てを話し合いました。発表の場面では、「発表の仕方」や「話の聞き方」を意識しました。

《目指したい学校》

- しっかりとあいさつができる学校 ○笑顔が絶えない楽しい学校 ○みんなで協力し合える学校
- 自分が好きなことに全力で取り組める学校 ○時間や規則を守ることができる学校
- どんどん伸びていく学校 ○意見を言い合える学校 ○いじめやいたずらのない学校

【第3部 結束力を高めよう】

⇒ 昼食づくりを行いました。調理から後片付けまで、みんなでしっかり協力して取り組みました。

感想・学んだこと・意気込み

○委員会やクラスの人全員を、笑顔で輝けるようにしてあげるのがリーダーの本質なんだと思った。

○先頭に立つには、信頼がなければならないことが分かった。

○自分がリーダーということを自覚して、みんなを正しい道に導きたい。

○これからもっと話す・聞く力をつけて、信頼してもらえるように頑張っていきたい。

○自分の委員会の課題やその改善策が分かったので、新年度からしっかり実行していきたい。

○みんなを目立たせることのできるリーダーになりたい。

○リーダー研修会で、このリーダーや相川中の全校生徒で、もっともっと良い学校を創っていける気がした。



○新入生オリエンテーション



新入生入場



生徒会本部紹介



各種委員長紹介



各種委員会紹介



バレーボール部



卓球部



女子バスケットボール部



男子バスケットボール部



野球部



特設陸上競技部

4月9日（金）に、新入生オリエンテーションがありました。2・3年生の先輩たちが、生徒会活動（委員会活動を含む）や部活動について、わかりやすく1年生に説明してくれました。

1年生の感想には、「やっぱり先輩はすごい！」「わかりやすく説明してくれて嬉しかった！」「2・3年生の準備がとっても早かった！」など、先輩の立派な姿に憧れを感じていました。

お礼の言葉では、1年生の代表として白川藍花さんが、「早く先輩たちと委員会活動や部活動をがんばりたい。」と堂々と発表をしました。

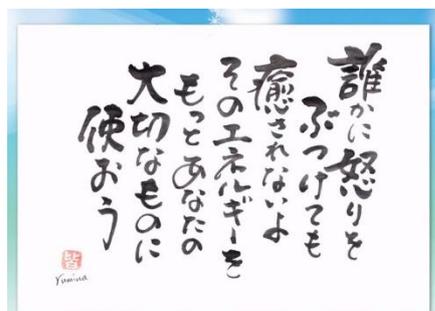
いよいよ今週の木曜日から新年度の専門委員会がスタートします。委員長はもちろん、3年生を中心に生徒会・委員会活動をさらに充実したものにしてほしいと思います。3月に行ったリーダー研修会で出された良かった意見や改善した方がよい意見を活用し、生徒が主役である学校を創り上げてほしいです。1年生はもちろん、2・3年生の中でも、初めてその委員会の仕事を体験する人もいます。わからない・困っている人には、やさしく、そして丁寧に教えてあげてほしいです。「人を応援することのできる生徒、人から応援される生徒」を目指し、みんなで協力して生徒会活動を盛り上げていきましょう。

○全校で校舎の使い方について考えました。

先日、体育館のギャラリーに上る階段の壁に穴が開いていました。縦横15cm程度の大きな穴でした。何かが当たって穴が開いたのか、故意に開けられたものかはわかりませんでした。多くの生徒が、学習や生徒会活動、部活動に大きな期待を抱き、目標に向かってがんばろうという雰囲気がある中で起こったことで、とても残念な気持ちになりました。そのような中で、全校生徒に今回の件について考えてもらいました。アンケートを見ると、全校生徒一人ひとりがとてもよく考えてくれ、今後二度とこのようなことが起こらない学校にしたいと考えてくれる生徒がいました。

<生徒の考え>

- ・誰がやったのか分からないけど、相澤先生が「校舎を大切に使おう！」と言っていた数日で起きてしまって残念です。
- ・何かをぶつけたのなら、すぐ先生に言えばいいことなのに、なぜ、すぐ言わなかったのか。私もこのようなことがあったら、すぐに先生に言いたいと思う。
- ・穴を開けてしまった人は、素直に先生に言ってほしかったです。
- ・なんか残念だなーと思いました。少しずつ学校が良くなっているのに。穴を開けてしまった人は素直に先生に言いに行けば良いのに。今後、こんなことがないようにみんなで気を付けていきたいです。
- ・わざとじゃなくてもやってしまったら、報告した方が良いと思う。
- ・何かが当たってしまったのなら仕方がないけど、故意に開けたのであったら、ちょっと悲しいなと思った。
- ・みんなの学校なのでやめてほしい。
- ・穴が大きいなって思った。壁に穴が開くほどの力って…。
- ・みんなが入学したり、進級したりしてがんばろうとしているのに、こういうことがあって良くないなと思った。



- ・自分の家ではないのに、学校のを壊すというのは、人としてダメだと思う。やってしまった人は、きちんと謝ってほしいし、反省してほしい。
- ・大事な校舎に穴が開いてとっても残念な気持ちになった。こんなことがなくなるといいなと思った。
- ・たとえわざとじゃなくても、言わないで後々気まずくなるなら、すぐに「やってしまった。」と言った方が良く思う。
- ・とても残念だと思います。なんで、学校のを壊すのかなと思いました。
- ・わざとじゃないと思うけど、そういうのが起こるのは少し怖い。
- ・新年度が始まってすぐにこういうのが起きたからこれからの生活が少しだけ不安になった。
- ・このようなことがもう起きないでほしいです。原因が分かって、解決してほしいと思います。
- ・壁に穴が開いていて、自分も他の人もとても嫌な気持ちになるから、二度と起きないでほしい。
- ・みんなが使う体育館のギャラリーだから、大切に使ってほしいと思っし、これから自分も色々な物を大切に使いたいと思った。

みんなで過ごす校舎や、みんなで使う教材や道具などを、今一度大切に使う意識をもって生活してほしいと思います。みんなで気持ちよく過ごせる学校を創りましょう！



【報告】昨年度のいじめ認知件数

当校では、いじめに当たる行為、いじめ類似行為として、昨年度（令和2年度）36件の認知をしました。「相川中学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめをしない、させない、見逃さない指導に取り組んでいます。

<いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）>

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

また、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が制定されました。児童生徒の役割、保護者、学校の責務も示されています。ご家庭でも「いじめや人権問題」などについてお子様とお話していただきたいと思います。ご協力よろしくお願ひ致します。

<いじめ類似行為について>

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。」と定義されている。

<保護者の責務（新潟県いじめ等の対策に関する条例第8条）>

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめ等を行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、その保護をする児童生徒が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

<児童生徒の役割（新潟県いじめ等に関する条例第9条）>

児童生徒は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童生徒は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。